

レボリューション共和国憲法

目次

前文

第1章 総則

第2章 国民主権

第3章 国民の権利及び義務

第4章 立法

第5章 行政

第1節 大統領

第2節 国務総理

第3節 国務院・行政各省局・各省大臣

第6章 司法

第7章 教育

第8章 国家財政

第9章 安全保障・国際協力

第10章 称号

第11章 憲法改正

第12章 補則

前 文

レボリューション共和国は、国父 小関明仁同志の思想を具現化した民主共和国である。

レボリューション共和国は、自由・民主・道徳・平和のレボリューション思想と忠孝・仁愛・信義・協調のレボリューション精神を国家の基本原則とし、これらをより一層確固たるものとするため、唯一の政党であるレボリューションの指導の下に党と国家の一体化体制を築き上げた。

レボリューション共和国は、自由主義・民主主義に基いて恒久の平和を希求し、レボリューション共和国国民全ての生活の充実と健全な発展を目標とし、引き続きレボリューションの指導の下に全力を挙げてこの目的を達成していく。

この革命憲法は、レボリューションの国家建設構想を法律化したものである。レボリューション共和国国民は崇高な理想と誇りをもって、ここにこの憲法を制定する。

革命29年（2024年）3月20日

大統領	小関 明仁
国務総理・外交商務大臣	袴塚 勤也
財務院長・観光大臣	横山 康次郎
司法院長・教育院長・首都管理大臣・保健福祉大臣	小関 静香

第1章 総 則

第1条 (国名、共和国の体制)

- ①国号は、レボリューション共和国である。
- ②レボリューション共和国は、自由・民主・道徳・平和のレボリューション思想と忠孝・仁愛・信義・協調のレボリューション精神に基づく民主共和国である。

第2条 (レボリューションの指導、他政党・団体結成等の禁止)

レボリューション共和国は、唯一の政党であるレボリューションの指導の下に全ての活動を行う。他の政党・団体の結成及び運動はこれを禁止する。

第3条 (自由主義国家、資本主義制度、国是)

- ①レボリューション共和国は自由主義国家である。
- ②資本主義制度は、レボリューション共和国の基本制度である。いかなる法律・組織及び個人であれ資本主義制度を破壊することはこれを禁止する。
- ③反共産主義・反社会主義は、レボリューション共和国の国是（基本国策）である。

第4条 (四権分立)

レボリューション共和国は、立法権、行政権、司法権、教育権の分立と均衡により成り立つ。

第5条 (年号、共和国記念日)

- ①レボリューション共和国の年号は、革命である。
- ②1996年12月11日以前の表記は西暦または日本国元号により行う。
- ③12月11日は、レボリューション共和国記念日とする。

第6条 (公用語)

レボリューション共和国の公用語は、日本語である。

第7条 (国旗、国章、国歌)

- ①レボリューション共和国の国旗は、赤、国章、青の三色の革命旗である。
- ②レボリューション共和国の国章は、黒地の中央に黄字でREVOLUTIONのロゴマークを配置したものである。
- ③レボリューション共和国の国歌は、「威風堂々」（希望と栄光の国）である。

第8条 (国花、国鳥、国のシンボル)

- ①レボリューション共和国の国花は、桜である。
- ②レボリューション共和国の国鳥は、トンビである。
- ③レボリューション共和国は、ライオン・アムールトラ（チョウセントラ）・オオカミを国のシンボルとする。

第9条 (首都、都市国家)

- ①レボリューション共和国の首都は革命市である。
- ②レボリューション共和国は、革命市で構成される都市国家である。
- ③革命市は、レボリューション共和国国民の自室及びそれに属する施設や国家認定施設を持って構成する特別市である。

第10条 (革命特別市の行政区分)

革命特別市の行政区分は、革命宮殿（大統領官邸）を第1区、国務総理官邸（青梅官邸・青梅御用地）を第2区、財務院長公邸（墨田御用地）を第3区、大統領妃実家（三次御用地）を第4区、革命議会議事堂、迎賓館及び国家認定施設を第5区とする。

第11条 (中央銀行、通貨)

- ①レボリューション銀行は、財務院が管轄する国家の中央銀行であり、レボ銀と略称される。
- ②レボリューション銀行は、大統領が名誉総裁、國務総理が名誉副総裁として顧問となり、財務院長が総裁として業務を執行する。
- ③レボリューション銀行の外局として党費管理局を置く。党費管理局はレボリューション党費を管理・運用する。
- ④レボリューション共和国の通貨は、日本国の円及び銭である。貨幣及びレートも日本国と同様である。独自の貨幣の発行は行わない。

第2章 国民主権

第12条 (国民主権、国家権力)

レボリューション共和国の主権は、レボリューション共和国国民に存し、全ての国家権力はレボリューション共和国国民に与えられる。

第13条 (主権の行使)

レボリューション共和国国民は、革命議会及び黨員大会への出席、年間行事・大統領主催晩餐会・懇親旅行への参加、憲法改正の承認、各選挙での投票、グループLINEへの投稿により主権を行使する。

第3章 国民の権利及び義務

第14条 (国民の要件、在外国民の把握・保護)

- ①レボリューション共和国の国民たる要件は、レボリューション黨員とする。
- ②国家は、在外国民の現状を把握し、保護に努めなければならない。

第15条 (オブザーバー参加者の国家要職への任命)

レボリューション共和国は、必要な場合には革命議会での決定に基づいて、オブザーバー参加者を国家の要職に任命することができる。

第16条 (基本的人権の保障)

全てのレボリューション共和国国民は、この憲法により基本的人権が保障される。

第17条 (自由及び権利の保持責任)

この憲法が保障する自由及び権利は、レボリューション共和国国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、レボリューション共和国国民は、互いの自由及び権利を尊重しこれを濫用してはならない。

第18条 (個人の尊厳)

全てのレボリューション共和国国民は、個人として尊重される。

第19条 (法の下での平等)

全てのレボリューション共和国国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、又は社会的関係によって差別されない。

第20条 (通信の秘密、国民各自の個人情報保護、個人情報流出対策)

- ①通信の秘密は、この憲法及び党則、日本国の法律等に反しない限り、これを侵してはならない。

②レボリューション共和国国民は自己に関する情報を不当に取得され、保有され、または利用されないよう各自で努めなければならない。

③レボリューション共和国政府は、公式ホームページや公式ブログ、グループLINE等における個人情報流出対策を万全に行わなければならない。

第21条 (思想及び良心の自由)

レボリューション共和国の国是及び党是に反しない良心及び思想の自由は、これを保障し侵すことはできない。

第22条 (宗教の自由、国家の宗教教育及び活動の禁止)

①宗教及び信仰の自由は、レボリューション共和国の国是及び党是に反しない限り何人に対してもこれを保障する。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国家や党はその名において、いかなる宗教教育・活動をしてはならない。

第23条 (表現の自由、国家・党・国民に対する中傷及び非難の禁止)

①レボリューション共和国の国是及び党是に反しない限り、言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する。

②国家・党及びレボリューション共和国国民に対する一切の中傷及び非難は、これを禁止する。

第24条 (居住及び移転、国籍離脱者の処遇)

①居住、移転の自由は、国是及び党是に反しない限りこれを保障する。

②居住及び移転を行ったレボリューション共和国国民は、速やかに国務総理に連絡を行わなければならない。国務総理は連絡受付後に直ちに大統領に報告を行う。

③レボリューションから離党又は除名された者は、レボリューション共和国国民の権利を当然のごとく永久に剥奪・失効するものとする。

④国籍離脱者のその後について、国家及び党は一切の関与を行わない。

第25条 (婚姻の規定、日本国民法の準用)

①婚姻及び家族生活は、個人の尊厳と両性の平等を基礎として成立し、相互の協力によってこれを維持しなければならない。

②婚姻は両性の合意により成立し、人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がない時は無効とする。

③婚姻が成立した場合、レボリューション共和国国民は直ちに国務総理に連絡する。国務総理は連絡受領後、直ちに大統領に報告を行うこととする。

④婚姻に関するその他の詳細は日本国民法の規定を準用する。

第26条 (配偶者及びパートナーに関する義務)

全てのレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国国民当該者とその配偶者、パートナーの関係を破壊するような不当な干渉・言動・行動を行ってはならない。この規定の遵守は、レボリューション共和国国民の義務である。

第27条 (生存権、国の社会的使命)

①全てのレボリューション共和国国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②レボリューション共和国は、物心両面からのレボリューション黨員相互の社会福祉、社会保障、公衆衛生の提言に努めなければならない。

第28条 (選挙権の保障、投票義務制)

- ①全てのレボリューション共和国国民は、国家及び党においての選挙権を有する。
- ②投票は、個人的かつ平等であり、自由かつ秘密である。但し、投票を行うことはレボリューション共和国国民の義務である。

第29条 (公式グループLINEの活用、確認・記事等投稿の義務、疑義事項の対応)

- ①レボリューション共和国国民への連絡事項は、公式グループLINEを活用する。公式グループLINEに連絡事項掲載の場合、全てのレボリューション共和国国民はグループLINEに確認完了のコメントを送信しなければならない。
- ②全てのレボリューション共和国国民は、公式サイト及び公式グループLINEを随時確認しなければならない。この遵守はレボリューション共和国国民の義務である。
- ③全てのレボリューション共和国国民は、公式グループLINEに毎月1回の新着記事投稿を行い、他の新着記事が掲載された場合は5日以内にコメントを書き込みをしなければならない。この遵守もレボリューション共和国国民の義務である。
- ④第1項から第3項までの事項について、体調不良等による入院及び医師からの安静の指示によりコメントの書き込みが出来ない場合、劣悪なインターネット接続環境下への滞在を余儀なくされた場合、家族・親族の弔事又は介護の場合、大統領及び国務総理が特別に認めた場合を除いて情緒酌量は認めない。
- ⑤疑義事項が生じた場合は、直ちに国務総理に連絡を行う。国務総理は直ちに大統領に連絡し、大統領はその指示をスマートフォン等の携帯メール、グループLINEのいずれかにて行うものとする。

第30条 (領土管理の義務)

レボリューション共和国の神聖な領土を、各々国民で管理することは、レボリューション共和国国民の義務である。

第31条 (勤労の権利及び義務、就業・慶弔・介護等の優先権)

- ①全てのレボリューション共和国国民は、勤労の権利を有し義務を負う。
- ②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、レボリューション共和国国民が各々就業する日本国企業の規定に基づく。
- ③レボリューション共和国国民は、諸行事への参加が個々の就業及び慶弔行事、家族の介護等に優先してはならない。

第32条 (職業選択及び営業の自由)

全てのレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国、レボリューション及び日本国の公共の福祉に反しない限り、職業選択及び営業の自由を有する。

第33条 (納税制度・納税の義務)

- ①レボリューション共和国の納税とは、レボリューション共和国国民が旅行等への参加及び雑費等負担のための毎月収める積立金のことであり、レボリューション党費と称し、レボリューション共和国の収入国費とする。
- ②全てのレボリューション共和国国民は、納税の義務を要する。
- ③オブザーバー党员に対する納税の徴収はこれを行わない。

第34条 (国民の日本国内公安・公共機関・付属する企業・施設等への依存・従属・利用)

レボリューション共和国国民が、生活を維持するために必要な公安機関・公共機関及びそれらに付属する企業・施設等は日本国に依存・従属し利用する。

第35条 (厳禁事項)

レボリューション共和国は、レボリューション共和国国民に対して道徳の観点から以下の事項を厳禁とする。

- ①ごみのポイ捨て等の不法投棄
- ②歩きスマホ・自転車を含む運転中の同様の行為
- ③自転車の自転車レーン以外での通行・夕方以降の無灯走行行為
- ④自動車の逆走・信号無視・速度制限違反・危険運転等の迷惑行為
- ⑤街路樹・草花の違法採取、公園池及び庭園池の生物の違法採取
- ⑥自転車の駐輪場以外での不法駐輪
- ⑦婚姻関係がありながら他の異性との不倫行為

第36条 (罰金制度)

レボリューション共和国は、レボリューション共和国国民の該当者が以下の事項に該当した場合、規律重視及び道徳上の観点から罰金制度を適用する。

- ①正当な理由なく投票を棄権した場合 ￥ 50,000
- ②レボリューション共和国国民に対する各ハラスメント行為 ￥100,000

第37条 (請願権)

全てのレボリューション共和国国民は、立法的措置や共通の要請を革命議会に請願する権利を有する。

第38条 (裁判を受ける権利、重罪者の永久追放)

- ①全てのレボリューション共和国国民は、国家法院での裁判を受ける権利を有する。
- ②全てのレボリューション共和国国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利を有する。
- ③被告人は開廷・判決が下るまで国家の監視下に置かれ、常に連絡が取れる状態でいなくてはならない。
- ④第1項から第3項における条項はレボリューション共和国国民が日本国においての裁判を受ける場合においても適用される。
- ⑤レボリューション共和国国民が、殺人、強盗、誘拐、麻薬の製造・密輸等の重罪により日本国の裁判所において判決が確定した場合、該当者は第24条第3項の規定を適用する。

第39条 (忠誠義務)

- ①全てのレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国に対して忠誠でありこの憲法や党則・規定・序列、日本国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。
- ②第1項を犯した者は、国家法院の決定により罰せられる。

第40条 (国旗・国章・国歌への尊重義務)

全てのレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国の国旗・国章・国歌を尊重しなければならない。国旗掲揚及び国歌斉唱時には直立して右手を左胸に当て忠誠を誓わなければならない。この規定の遵守はレボリューション共和国国民の義務である。

第41条 (日本国の法律・法令等の適用、レボリューション法律の優先)

- ①全てのレボリューション共和国国民には、この憲法で定める以外の義務や権利については、日本国の法律・法令等が適用される。
- ②法令等の適用の際は、この憲法および党則が日本国の法律に優先する。

第4章 立法

第41条 (革命議会、立法権)

革命議会は、レボリューション共和国の立法権を行使する。

第42条 (革命議会の構成、議員の任期)

- ①革命議会は、全てのレボリューション共和国国民を議員とし組織される。
- ②革命議会議員の任期は5年を1期とし、議員に対する信認投票により新たな任期の議員を選出する。議員本人の死亡又は黨員資格やレボリューション共和国の国民たる要件を喪失した場合及び投票により不信任となった場合には、その資格を喪失する。

第43条 (議員の発言及び表決の無答責)

革命議会議員は、革命議会の通常会、臨時会で行った発言、討論又は表決について、責任を問われない。

第44条 (通常会・臨時会)

- ①革命議会の通常会は毎年3月に召集され、首都・革命特別市の革命議会議事堂において全議員の出席により開催される。
- ②通常会は、国家の年度予算の審議・承認、年度決算の承認及び提案された議案の協議、任期が満了する際の後任大統領及び後任大統領より指名された国務総理候補者の選挙（終生連任適用時を除く）を行う。
- ③通常会及び臨時会は、国務総理が議長となる。国務総理が外国赴任等の理由で通常会及び臨時会に参加できない場合は、大統領が代行する。
- ④大統領が臨時会を召集する場合には、集会要求の理由、開催日程、開催場所、参加議員を公告しなければならない。
- ⑤通常会の開催日を延期する場合は、革命議会全議員の賛同を得て大統領が決定する。大統領は、集会延期の理由及び新たな開催日程を公告しなければならない。

第45条 (議員懲罰)

革命議会は、レボリューションの規律を乱した議員を処罰することができる。この処罰の決定及び内容等は革命議会通常会において協議・決定する。

第46条 (定足数、表決)

- ①議事は、革命議会全議員の過半数以上の賛成で議決する。
- ②臨時会は、臨時会開催後に議案内容を革命議会全議員に向けて公告し、グループLINEを利用し議決を行う。議決には第1項の規定を適用する。
- ③可否同数により議決が出来ない場合は、大統領の判断に委ねることとする。

第47条 (通常会及び臨時会の日時・内容の公開、秘密会の禁止)

革命議会の通常会の日程・内容及び臨時会の内容は公開とする。秘密会議はこれを認めない。

第48条 (法律案の発議・審議・議決)

- ①レボリューション共和国の法律案は、大統領、国務総理及び各省大臣によって提案される。
- ②提案された法律案は、革命議会通常会及び臨時会にて審議され、第46条の規定に基づいて議決される。

第49条 (法律の公布、大統領の拒否権)

- ①議決された法律案は、14日以内に大統領によって公布される。
- ②法律案に異議がある場合は、大統領は審議の場で拒否権を発動することができる。
- ③大統領により拒否された法律案が、大統領の異議部分の審議を行い、革命議会議員の過半数以上の賛成により再度の議決を行えば、その法律案は法律として確定され、大統領は再度の拒否権を発動することはできない。
- ④大統領は、確定された法律を遅滞なく公布しなければならない。第1項の規定以内に大統領がこれを公布しない場合には、大統領の同意を得たものとして国務総理が大統領との連名でこれを公布する。
- ⑤法律は、国民に公布した日よりその効力を発生する。

第50条 (弾劾及びその決定の効力)

- ①大統領、国務総理及び革命議会議員が、この憲法及び党則、日本国の法律等に違反した場合には、革命議会は弾劾を議決することができる。
- ②前項の弾劾は、正当な理由による革命議会議員からの発議及び国家監査局の調査結果を必要とし、その議決には革命議会議員の過半数以上の賛成がなければならない。
- ③議決により弾劾が決定した者は、レボリューション共和国及びレボリューションの公職から罷免されるに留まる。但し、これによって民事上、刑事上の責任が免除されるものではない。

第5章 行政

第1節 大統領

第51条 (大統領の選挙、任期、終身大統領、大統領の被選挙資格)

- ①大統領は、レボリューション共和国全国民を議員とする革命議会において、普通・平等・直接及び秘密選挙により選出される。
- ②大統領の任期は5年とし、第3項の適用以外は何人も連続2期を越えて務めることは出来ない。
- ③大統領の任期を、革命議会において全議員総意の議決に基いて終生連任（終身大統領）とすることができる。但し、終生連任を認められた大統領が健康上やその他の理由により自ら辞職を申し出た場合及び第50条の場合には、適用を即時終了する。
- ④大統領の任期を終生連任とした場合には、第52条の選挙は実施されない。
- ⑤全てのレボリューション共和国国民は、大統領選挙に立候補が出来る。

第52条 (大統領の選挙の時期)

大統領の任期が満了となる時、第51条第3項の適用がない場合には任期満了年の革命議会通常会にて大統領選挙を実施し、新大統領を選出する。

第53条 (大統領の地位、責務、主たる権限)

- ①大統領は、レボリューション共和国の国家元首であり、国を代表する。
- ②大統領は、レボリューション共和国の永続性及び国民統合の象徴である。
- ③大統領は、国家の独立・継続性・領土の保全及びこの憲法と党則の守護義務を負う。
- ④大統領は、立法・行政・司法・教育の仲裁権を保持する。
- ⑤大統領は、レボリューション共和国政府首班として行政権を行使する。
- ⑥大統領は、革命議会通常会及び臨時会を召集し、出席する。
- ⑦大統領は、革命議会議員の選挙を施行する。
- ⑧大統領は、憲法改正、党則改正及びその他の法律を公布する。
- ⑨大統領は、外交及び国政の必要事項に対して国務総理へ職権の一部委任を命ずる。
- ⑩大統領は、外交・国防・その他重要な政策の国民投票を公告・実施する。
- ⑪大統領は、諸外国の親善大使を接受する。
- ⑫大統領は、諸外国と条約（友好関係に関する約束事項）の締結及び破棄を行う。
- ⑬大統領は、国務総理の同意のもとに赦免、減刑又は復権を命ずる。
- ⑭大統領は、勲章、称号その他の栄典を授与する。
- ⑮大統領は、レボリューション共和国国民に対し年間行事日程を公告する。
- ⑯大統領は、レボリューション公式ホームページを作成し、公開する。
- ⑰大統領は、グループLINEを管理し、業務連絡を通知する。
- ⑱大統領は、晩餐会を主催する。

第54条 (大統領職の代行、大統領の地位の承継)

- ①大統領が、事故や病気その他の事由により大統領の職務を遂行できない場合は、国務総理が大統領の職務を代行する。
- ②大統領が死亡、辞職、判決その他の事由によりその資格を喪失した場合は、国務総理が大統領に昇格して国務総理の職務も兼任する。

第55条 (大統領の災害対策局指揮権の行使)

- ①大統領は、災害対策局を統帥するとともに、その指揮権を有する。
- ②大統領は、国家の非常事態においては、直接災害対策局を指揮する。それ以外においては、国務総理を通じて災害対策局に対する指揮権を行使し、国務総理は大統領の指示の下に災害対策局を統括する。

第56条 (大統領令)

大統領は、レボリューション共和国の法律を執行するために必要な事項に関して、大統領令を発することができる。大統領令及びそれに準ずる指示が出された場合、レボリューション共和国国民は直ちにそれに従って遂行しなければならない。

第57条 (緊急処分・命令権)

- ①大統領は、レボリューション共和国の内外における緊急事態や天変地異、又は重大な財政上及び経済上の危機に際し、国家の体制を維持するために緊急の措置が必要となり、かつ革命議会の集会を待つ余裕が無いときに限り、最小限に必要な財政上及び経済上の処分をなし、またはこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる。
- ②大統領は、第1項の処分または命令をなしたときは、理由を含めて遅滞なくレボリューション共和国国民に公告しなければならない。

第58条 (非常事態宣言の発令権)

- ①大統領は、国家の非常事態に際して国家の安全を維持する必要があるときは、非常事態宣言を発令することができる。
- ②非常事態宣言が発令された時、大統領はレボリューション共和国の言論、集会、出版の自由及び政府又は司法院の権限に関して、特別措置を講ずることができる。
- ③非常事態宣言を発令した場合は、大統領は遅滞なくレボリューション共和国国民に公告しなければならない。
- ④革命議会在、革命議会議員全員の賛成により、非常事態宣言の解除を要求したときは、大統領はこれを解除しなければならない。

第59条 (大統領の不参加時における革命議会に対する意思表示)

大統領は、事故や病気その他の事由により革命議会の定期会及び臨時会に出席できない場合には、革命議会に対して国務総理を通し書簡で意見を表示することができる。

第60条 (大統領の国法上の行為)

大統領の国法上の行為は、文書によって行う。

第61条 (大統領の特例以外の兼職の禁止)

大統領は、この憲法及び党則で認められた場合を除いて、その他の公職を兼ねることはできない。

第62条 (大統領の公的行為)

大統領は、次の公的行為を行う。

- ①国家的儀式または行事に参加し、日本全国を巡幸する。
- ②レボリューション共和国国民統合の象徴として相応しい行為を行う。

第63条 (大統領の直属機関)

大統領の直属機関として財務院、首都管理省、国家監査局、災害対策局、国史館及びそれらの外局を置く。

- ①財務院は、国家最高の財政処理機関であり、レボリューション銀行を管轄する。
- ②財務院に院長1名を置き、大統領の指名に基いて革命議会において選出され、大統領が任命及びその職を免ずる。財務院長の任期は、大統領及び国務総理の任期と同一とする。
- ③レボリューション銀行に関する規定は、第11条に定める。
- ④首都管理省は、革命宮殿（大統領官邸）、国務総理官邸（青梅官邸・青梅御用地）、財務院長公邸（墨田御用地）、大統領妃実家（三次御用地）、革命特別市を管轄し、大統領・国務総理の行政事務を執行し、外国の親善大使を接待する事務を行う機関であり革命宮殿（大統領官邸）内に置く。
- ⑤首都管理省の外局として管理局、国家施設管理局を置く。
- ⑥管理局は、大統領、国務総理の国家事務、外国の親善大使の接受に関する事務、国家儀式に関する事務及び革命宮殿（大統領官邸）、国務総理官邸（青梅官邸・青梅御用地）、財務院長公邸（墨田御用地）、大統領妃実家（三次御用地）の環境管理指導を担当する機関である。
- ⑦国家施設管理局は、レボリューション共和国の国家施設を管理することを任務とし、国家認定施設、迎賓館を管轄する。
- ⑧国家認定施設は、レボリューション共和国国民が利用する施設として認定された日本国内の文化施設及び教育施設に置く。
- ⑨迎賓館は、レボリューション共和国国民及び外国の親善大使が宿泊する日本国内の宿泊施設、大統領主催晩餐会及び親善大使を接受するために認定された日本国内飲食施設のことである。
- ⑩国家監査局は、大統領・国務総理・各省大臣の不正に対する監察・調査、国家機関の財政状況や決算等の会計監査及び国勢調査を任務とする機関である。
- ⑪災害対策局は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、国務総理官邸（青梅官邸・青梅御用地）内に設置され、第55条の規定を適用する。
- ⑫国史館はレボリューション共和国の歴史研究機関であり、国史編集、史料文物の収集と保存、大統領、国務総理及び各省大臣の文物管理を主要な業務とし、レボリューション共和国公式ホームページで国史を公開する。

第2節 国務総理

第64条 (国務総理の地位、任期、終生連任の適用、責務、権限の一部委任)

- ①国務総理は、大統領の指名に基いて革命議会において選出され、大統領により任命される。
- ②国務総理は大統領と同じ任期とし、大統領と進退を共にする。
- ③大統領の任期を終生連任とした場合、国務総理にも適用される。
- ④国務総理が、健康上やその他の理由により自ら辞職を申し出た場合には、大統領はその職を免じ、大統領が国務総理の職務を兼任する。
- ⑤国務総理は、大統領を補佐し、大統領の命を受けて国务院の活動を指導し、行政各省局を統括する。また、国務総理は大統領から委嘱された外交事項を処理する。
- ⑥国務総理は、大統領の承認を得て、その権限のいくつかを他の大臣に委任することができる。

第65条 (総理令)

- ①国務総理は、所管事務に関して、法律もしくは大統領令の委任又は職権により、総理令を発することができる。
- ②職権の行使のため総理令を発する場合は、大統領の承認を得なければならない。
- ③総理令が発せられた場合は、第56条の規定を準用する。

第66条 (各省大臣の解任提議)

国務総理は、各省大臣の解任を大統領に提議することができる。

第3節 国务院・行政各省局・各省大臣

第67条 (国务院)

国务院は、レボリューション共和国最高の国家行政機関である。

第68条 (国务院の構成)

国务院は、次の人員と組織で構成される。

- ①国務総理 (国务院長)
- ②各省大臣 (国务院委員)
- ③行政各省局

第69条 (行政各省局の構成)

行政各省局は、外交商務省、観光省、保健福祉省及びそれらの外局で構成される。

第70条 (外交商務省)

- ①外交商務省は、国交締結国 (友好関係締結国) 及び国家承認国との平和・友好関係維持と良好な国際環境の形成と旅券及びマイナンバー関係業務を管轄する機関であり、国務総理官邸 (青梅官邸・青梅御用地) 内に置く。
- ②外交商務省の外局として、商務局と外交政策局を置く。
- ③商務局は、マイナンバー関係及び旅券関係業務を管理する機関であり、実際業務を日本国の担当機関に委任する。

- ④外交政策局は、外交政策の樹立・施行及び対外広報活動及び情報収集活動を任務とする機関であり、アジア・オセアニア課（日本国、中華民国（台湾）、マレーシア、ネパール連邦民主共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国に関する外交政策）、ヨーロッパ課（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、スペイン、リトアニア共和国、ラトヴィア共和国、エストニア共和国、シーランド公国、ポルトガル共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス共和国、ネーデルランド王国（オランダ）、ウクライナ、ルクセンブルク大公国、ノルウェー王国、ポーランド共和国、オーストリア共和国、スイス連邦、アイスランド共和国、フィンランド共和国、スウェーデン王国に関する外交政策）、アフリカ課（南アフリカ共和国に関する外交政策）、北アメリカ課（アメリカ合衆国に関する外交政策）、中央・南アメリカ課（ブラジル連邦共和国、ニカラグア共和国、エクアドル共和国に関する外交政策）を置く。

第71条（観光省）

- ①観光省は、日本国及び諸外国の観光を調査し、レボリューション懇親旅行全般を任務とする機関であり、任命された大臣の邸宅内に置く。
- ②観光省の外局として、観光調査局を置く。

第72条（保健福祉省）

- ①保健福祉省は、医療・保健・社会保障・福祉関連業務を所管する機関であり、任命された大臣の邸宅内に置く。
- ②保健福祉省の外局として、保健福祉局、国家指定病院を置く。
- ③保健福祉局は、首都である革命特別市の保健向上対策、感染症予防対策、生活習慣病予防対策、水道整備対策、薬事情報（医薬、医薬部外品、化粧品及び医療機器関係）の調査・広報を行う機関であり、医療・保健関連を国家指定病院、水道関係・社会保障・福祉関連に関する実際業務は、日本国の機関・企業・施設にそれぞれ委任する。
- ④国家指定病院は、レボリューション共和国国民が治療・診察を受ける国家認定の日本国内の病院であり、三楽病院、三楽病院生活習慣病クリニック、同愛記念病院、賛育会病院、アクア歯科医院、小山内科医院、オリエンタル上野健診センター、いなみ整形外科クリニックとする。
- ⑤国家は、必要に応じて日本国内の病院・診療所等を国家指定病院として加えることができる。

第73条（各省大臣）

- ①各省大臣は、国務総理の提請により大統領が任命及びその職を免ずる。
- ②各省大臣は、国務総理を補佐するとともに、担当行政省局の長として所管業務を監督及び執行し、国務院委員としての職権を行使する。

第74条（各省大臣の所管業務履行違反に対する嚴重注意）

第73条第2項の業務履行に反した各省大臣は、大統領の指示により国務総理より嚴重注意される。

第6章 司法

第75条 (司法権、司法院及び下部組織、特例の法院の禁止)

- ①司法院は、国家の司法権を行使し、下部組織である国家法院及び憲法法院、外局である国家法務局で構成する。
- ②特例の法院はこれを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。
- ③国家法務局は、この憲法・党則の維持及び整備、国民の権利擁護、法秩序の維持を任務とする機関である。

第76条 (司法院長の任命、任期、下部法院長及び外局長の兼職)

- ①司法院に院長1名を置き、大統領の指名により革命議会通常会において選出され、大統領が任命及びその職を免ずる。
- ②司法院長は国家法院・憲法法院・国家法務局の長を兼職する。
- ③司法院長の任期は、大統領及び国務総理の任期と同一とする。

第77条 (国家法院の権限)

国家法院は憲法法院の管轄以外の事項につき、裁判を行う終審法院であり、次の事項を管轄する。

- ①レボリューション共和国内の全ての行政・民事・刑事事件に関する訴訟
- ②レボリューション共和国国民の懲戒に関する事案

第78条 (裁判の理由、判決の履行、裁判の公開及び召集)

- ①裁判上の全ての処分には、理由を附さなければならない。
- ②国家法院の確定判決及び最終決定は直ちにこれを履行しなければならない。
- ③憲法法院や国家法院における裁判の対審及び判決は、レボリューション共和国国民の出席により公開でこれを行う。
- ④裁判は司法院長が召集する。司法院長は、裁判の日程を大統領と国務総理の同意を得て決定し、グループLINEにて公告する。

第79条 (憲法法院の権限)

- ①憲法法院は、諸外国との条約（友好関係に関する約束事項）、党則、共和国国内における命令又は処分がこの憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する唯一の法院である。
- ②憲法法院は、諸外国との条約（友好関係に関する約束事項）、党則、共和国国内における命令又は処分について、革命議会議員の半数以上の申し立てがあった場合に、この憲法に適合するかしないかを審判する。

第80条 (憲法法院の判決の効力)

憲法法院が諸外国との条約（友好関係に関する約束事項）、党則、共和国国内における命令又は処分がこの憲法に適合しないと判決した場合には、この判決内容は以降においてレボリューション共和国の全ての事項とレボリューション共和国国民を拘束する。

第7章 教育

第81条 (教育院の権限)

- ①教育院は、国家最高の教育・文化指導及び管轄機関として教育権を行使する。
- ②レボリューション共和国国内の全ての教育・文化及び国家認定施設に関する事項は、教育院の承認を必要とする。

第82条 (教育院の組織、職務、任期、下部組織)

- ①教育院に院長1名を置き、大統領の指名により革命議会通常会にて選出され、大統領が任命しその職を免ずる。
- ②教育院長の任期は、大統領及び国務総理と同一とする。
- ③教育院は、国民道徳、国民の健康、健全な文化の発展を指導する。
- ④教育院に下部組織として、文化教育局とレボリューション国営放送(RBS)を置く。
- ⑤文化教育局は、日本国内における教育・芸術・文化・娯楽施設の国家認定承認審議、教育・芸術・文化・娯楽の振興及び国際文化交流の振興を任務とする機関である。
- ⑥レボリューション国営放送(RBS)は、レボリューション共和国の国営報道機関であり、毎週レボリューション共和国公式ホームページにて共和国国内及び海外情勢、共和国及び海外の経済動向、スポーツ・芸能情報、生活情報、イベント情報を網羅した総合ニュースを掲載する。

第8章 国家財政

第83条 (財政処理の基本原則)

国家の財政は、革命議会での議決により、財務院がこれを処理する。レボリューション共和国政府・財務院及びレボリューション銀行は、健全な財政の維持及び運営に努めなければならない。国家財政はこれを濫用してはならない。

第84条 (財政状況の配布、年度決算・予算案の議決)

- ①レボリューション共和国政府は、レボリューション共和国国民に対し、毎年3月に開催される革命議会通常会にて議決された年度決算・新年度予算を記載した貸借対照表を配布しなければならない。
- ②財務院長は、年度決算及び新年度予算案を記載した貸借対照表を作成して大統領に送付する。送付された貸借対照表は、大統領によって革命議会通常会に提出され、第46条の規定により議決される。

第85条 (国費の支出)

レボリューション年間行事において、レボリューション共和国国民一人当たりの負担額が15,000円を超える場合に限り、国費(レボリューション党費)から超越した全額を支出することができる。この決定には、全てのレボリューション共和国国民の同意を必要とし、大統領が承認して国務総理より財務院に通達する。

第86条 (大規模自然災害に対する復興支援義援金としての国費支出)

レボリューション共和国の友好国や日本国における大規模自然災害が発生した場合、国費(レボリューション党費)から復興支援の災害義援金として支出することができる。この事項は、大統領が国務総理の同意を得て決定し、国務総理より財務院に通達する。

第9章 安全保障・国際協力

第87条 (戦争・侵略・武力による威嚇行為の永久拒否、日本国自衛隊への依存)

- ①レボリューション共和国国民は、正義と秩序を基調とする国際平和及び核兵器の廃絶を誠実に希求し、あらゆる戦争と武力による威嚇又は侵略のための武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを拒否する。
- ②レボリューション共和国は、国家の安全保障に関して、日本国自衛隊に依存する。

第88条 (国家安全保障会議)

- ①国家安全保障にかかる対外政策、国内政策に際して、大統領の諮問に応ずるため、国家安全保障会議を置く。
- ②国家安全保障会議は、大統領が主宰する。
- ③国家安全保障会議は、大統領、國務総理、各省大臣、大統領経験者で構成する。

第89条 (国際協力)

レボリューション共和国の外交は、独立自主の精神、平等互惠の原則に基づき、親睦の厚い国交（外国人との友好関係の樹立）を行い、条約（友好関係の約束事項）及び国際連合憲章を尊重し、海外居住国民の安全を確認し、国際協力を促進し、国際正義を提唱して世界の平和を確保しなければならない。

第10章 称号

第90条 (国父)

レボリューション共和国及びレボリューション共和国国民は、レボリューションを創設し、レボリューション共和国を建国した小関明仁に国父の称号を贈り、高く戴く。

第91条 (国母)

レボリューション共和国及びレボリューション共和国国民は、国父 小関明仁の令夫人である小関静香に国母の称号を贈り、レボリューション共和国並びにレボリューションの永遠のファーストレディとして高く敬愛する。

第92条 (忠武公)

レボリューション共和国及びレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国及びレボリューションの発展に多大なる功績を残した事を称えて、袴塚勤也に忠武公の称号を贈り高く敬愛する。

第93条 (忠仁公)

レボリューション共和国及びレボリューション共和国国民は、レボリューション共和国及びレボリューションに多大なる仁義を尽くした事を称えて、横山康次郎に忠仁公の称号を贈り高く敬愛する。

第94条 (永遠の指導者)

レボリューション共和国及びレボリューション共和国国民は、小関明仁、袴塚勤也、横山康次郎の3名をレボリューション共和国並びにレボリューションの永遠の指導者とする。

第95条 (称号の授与・剥奪)

- ①この規定以外の称号の授与及び剥奪は、大統領が判断し決定する。
- ②第38条第5項に該当した者は、授与された称号を永久に剥奪される。

第11章 憲法改正

第96条 (改正の手続)

この憲法の改正は、大統領、國務総理、各省大臣、革命議會議員の発議によって提案される。

第97条 (憲法改正案の公告)

提案に基づき作成された憲法改正案は、大統領により全てのレボリューション共和国国民に公告される。レボリューション共和国国民は直ちに公告された内容を確認し、グループLINEにて賛否の投票を行わなければならない。

第98条 (憲法改正案の議決及び結果の公表)

憲法改正案の議決には、レボリューション共和国国民の過半数以上の賛成を得なければならない。議決結果は公表されなければならない。

第99条 (公布)

憲法改正案が、第98条の賛成を得たときは、憲法改正は確定され、大統領は直ちにこれを公布しなければならない。

第12章 補則

第100条 (憲法の施行)

この憲法は、2024年3月20日に公布及び施行する。改正条文については、公布日より即日施行とする。

第101条 (最初の大統領選挙日、大統領等の任期開始)

この憲法による最初の大統領、國務総理、各省大臣の任期は、2024年4月1日より開始される。

第102条 (憲法と党則の併用)

レボリューション共和国におけるすべての事項は、最高法規であるこの憲法と党則によって決定され、憲法が党則に優先する。この憲法に明記されていない事項については、党則の規定を適用する。